

安佐北区介護支援専門員連絡協議会規約

第 1 章 総 則

《名称》

第1条 本会は、安佐北区介護支援専門員連絡協議会（以下本会という）と称する。

《目的》

第2条 本会は、次の各項を目的とする。

- (1) 介護支援専門員の資質の向上を図る。
- (2) 介護支援専門員の職業倫理の向上を図る。
- (3) 最新の介護保険制度・施策の動向や専門性の強化に関する知識及び技術の向上を図る。
- (4) 医療介護の多職種と連携を図り、円滑且つ充実した制度運営に寄与する。

《活動内容》

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 介護支援専門員としての資質の向上に関する研修会の開催
- (2) 介護支援専門員の業務遂行に必要な情報の交換及び提供
- (3) 関係機関及び団体との連絡・調整及び連携
- (4) 介護支援専門員の業務遂行に必要なサポート体制の整備
- (5) 以下の部会を設置し、部会ごとで研修会を開催
「主任介護支援専門員部会」「介護支援専門員部会」「施設介護支援専門員部会」

第 2 章 会 員

《会員》

第4条 協議会の会員は、本会の目的に賛同する安佐北区内のケアプラン作成機関及び本会が特に認めたものとする。

《入会》

第5条 前条に掲げる機関等が本会に入会するときは、所定の入会申込書により申込むこととする。

《会費》

第6条 会員は、所定の入会金及び会費を納入するものとする。

《退会》

- 第7条 会員は次の各号に掲げる場合に本会を退会するものとする。
- (1) 会員が退会を申し出たとき（ただし、退会後3年以内に再入会する場合は入会金を免除する）
 - (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき
 - (3) 正当な理由なく会費を当会が示した期日までに納入しなかったとき
 - (4) 正当な理由なく役員を受諾しなかった場合

第3章 役員

《役員》

- 第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名（事務局1名を含む）
- (3) 幹事 4名以上
- (4) 監事 2名
- (5) 役員の中から会長、副会長を互選にて選出する。事務局1名、会計2名を毎年選出する。
- (6) 役員の中から部会長を選出する。

《選任》

- 第9条 役員は総会において選任する。

《役員の選任》

- 第10条

- 1、役員は輪番制とする。何らかの事情で役員を受諾できない場合は当該事業所が輪番表に基づき次の事業所と交代を依頼する（交代は1回までに限る）。
- 2、役員の任期は2年とし、再任は妨げない。会長、副会長が退任した時は1年間に限り前会長、副会長を相談役とする。
- 3、全てにおいて立候補を優先する。
- 4、任期途中で補欠選任された役員の任期は前任者の残留期間とする。
- 5、安佐北区の事業所を2ブロックに分けて、それぞれ各ブロック6名以上（12名以上）で構成する。（安佐北区を根の谷川で区切り2ブロックとする）

《役員の職務》

- 第11条 1、会長は本会を代表し、業務を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、幹事は、会の企画・運営その他、会務の企画執行にあたる。
- 4、監事は、本会の執務および会計に関する監査を行う。

4 章 会議

《会議》

第 12 条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会（定時総会及び臨時総会）
- (2) 役員会
- (3) 部会役員会

《招集及び開催》

第 13 条 1、総会は、定時総会と臨時総会とに分け、会長が招集する。

- 2、定時総会は毎年 1 回開催する。
- 3、臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認めたとき
 - (2) 会員の 3 分の 1 以上の者もしくは監事の総員から、開催の請求があつたとき。
- 4、役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 5、部会は必要に応じて部会長が招集する。
- 6、各部会で企画・立案を行い、本会役員会で協議する。
- 7、区内の地域包括支援センターは、本会の運営支援を目的として参加を妨げない。

《定足数及び議決要件》

第 14 条 1、総会は会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

- 2、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3、委任状を提出したものは出席とみなす。

《議長》

第 15 条 1、総会の議長及び副議長はその都度出席した会員から選出する。

- 2、役員会の議長は、会長がこれに当たる。

《総会の権限》

第 16 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の選出
- (3) 事業計画および予算
- (4) 事業報告および決算

(5) その他本会の運営に関する重要な事項

《役員会の権限》

第 17 条 役員会は次に掲げる事項を審議しこれを処理する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) その他役員会が必要と認めた事項
- (4) 各部会での議案を協議・決定

第 5 章 会 計

《会計》

第 18 条 1、本会の経費は、入会金、会費その他の収入をもって充てる。

2、本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

《入会金および会費等》

第 19 条 1、入会を希望するものは、入会金として金 1000 円を納入しなければならない。

また、会費として年額 3000 円を納入しなければならない。

2、研修内容については別途、参加費・資料代等として費用を徴収する場合がある。

3、会員以外の研修会の参加については参加費等を徴収する。

《雑則》

第 20 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会が別に定める。

《附則》 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 22 日より一部改正する。

平成 25 年 4 月 17 日より一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 29 年 4 月 19 日より一部改正する。

令和 7 年 4 月 17 日より一部改正する。